

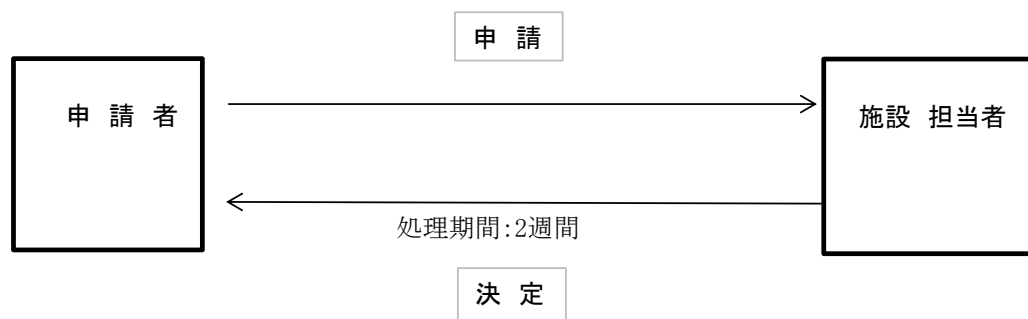
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 31

処 分 名	特別の設備、既存設備の変更許可	
処 分 の 概 要	特別の設備の設置及び既存設備の変更を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山中央公園体育施設条例(平成11年条例第26号)	
条 項	第10条	
所 管 課	スポーティングシティ推進課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	2週間	
標 準 処 理 期 間	計	2週間
判 断 基 準	<p>同条例第4条第1項の各号に該当しない場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益を害するおそれがある場合 ・管理上支障があると認める場合 ・その他市長が不相当と認める場合 <p>【根拠法令等】 松山中央公園体育施設条例 (特別の設備の設置等)</p> <p>第10条 使用者は、体育施設等に特別の設備を設置し、又は既設の設備に変更を加えようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>●審査基準 松山中央公園体育施設条例 (使用許可の制限)</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公益を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 体育施設等の管理上支障があると認められるとき。 (3) その他市長が使用を不相当と認めるとき。 	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。